## 第39号議案

足立区竹の塚鉄道立体化資金積立基金条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

平成21年2月23日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区竹の塚鉄道立体化資金積立基金条例の一部を改正する条例 足立区竹の塚鉄道立体化資金積立基金条例(平成17年足立区条例第 57号)の一部を次のように改正する。

題名中「鉄道立体化」の次に「及び関連都市計画事業」を加える。 第1条を次のように改める。

(設置)

- 第1条 竹ノ塚駅付近の鉄道立体化及びこれに関連する都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第15項に規定する都市計画事業(以下「関連都市計画事業」という。)の資金に充てるため、足立区竹の塚鉄道立体化及び関連都市計画事業資金積立基金(以下「基金」という。)を設置する。
  - 第6条中「鉄道立体化」の次に「及び関連都市計画事業」を加える。 付 則
  - この条例は、平成21年4月1日から施行する。

## (提案理由)

基金の設置目的を拡大するとともに、規定を整備する必要があるので、 この条例案を提出いたします。